

京都農業有志の会 会費規定

(総則)

第1条 この規定は、京都農業有志の会(以下「本会」という)規約第7条の「会費」に関して必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条 この規定で定める会費は、次の通りとし、会費は毎年納入しなければならない。

- (1)正会員 5,250円→25,200円(平成25年10月より)
- (2)準会員 2,100円→10,080円(平成25年10月より)
- (3)賛助会員 (1口)2,100円
- (4)特別会員 無料

2 賛助会員について、個人の場合は1口以上、団体・法人の場合は3口以上とする。

3 労働保険に加入している会員については、労働保険事務手数料として、別途年間3,150円

(会費の不返還)

第3条 既納の会費は、規約第11条に基づき、その理由の如何を問わず返還しない。

(会費の事業年度)

第4条 本規定第2条で定めた会費の有効期限は、規約第31条に準じ、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 入会が前項の定める年度の途中の場合の初年度の会費については、入会した日の属する月を含む年度末までの月数を本規定第2条に掲げる会費を月割り計算した額とする。ただし、本規定第2条第3項に掲げた額について月割計算はしない。

(規定の改正)

第5条 本規定の改正は、理事会の付議により、本会総会の議決を経て行うことができる。

*平成25年10月より年会費改定